

独立行政法人日本学生支援機構年度計画（平成19年度）

（序 文）

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構の中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)に基づく、平成十九年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の徹底した見直し、情報化の推進及び外部委託の推進等、業務の合理化、効率化等に努めるとともに、一般管理費(人件費を含む。)及びその他の事業費(人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。)に関しては、経費節減に関する中期計画の達成に向けさらに準備をすすめる。

なお、平成19年度の人件費については、平成17年度の人件費に比べて概ね2%削減することとする。

また、学資金貸与業務に係る費用については、中期計画に基づき、返還金の確保等に最大限努めつつ、学資金貸与の業務執行に要する事務経費について、その貸与費(原資)に占める割合を対前年度3%以上削減する。

(2) 外部委託等の推進

学資金貸与事業について

学資金貸与業務においては、前年度実施事項に加え、新たに返還誓約書に添付する書類等の点検作業及び確認書の照合作業の外部委託を進める。

返還金回収業務においては、 - 2 - (3)に掲げる回収率の向上のため施策を講ずるに当たり、前年度実施事項に加え、新たに派遣職員を活用し、休日等の返還督促架電を実施する。

留学生寄宿舍等の管理運営について

機構が整備・保有する留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託し、併せて、前年度検討を基に役務契約等について、さらに見直しを行い、固定費削減について前年度比1%以上の削減を行う。

なお、広島国際交流会館の管理・運営業務について、市場化テスト実施に向けた準備を進める。

(3) 業務・システムの最適化

奨学金貸与・返還・情報個別管理システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、業務・システムに関する最適化計画を策定し公表する。

2 組織の効率化

(1) 適切な組織体制の構築等

政策企画部を中心として関係各部との連携を密に図りながら、企画・総合調整、業績の評価分析、情報公開、コンプライアンスの推進、危機管理対応等の機能を強化する。

合理的、効率的・効果的な業務運営が可能な組織構築を推進するために、「奨学事業相談センター」を「返還相談センター」に改称するとともに、センターを奨学事業部に統合する。

支部総括室において、引き続き、留学生支援事業のうち留学生寄宿舍等の整備及び管理運営方法の見直しを含む留学生宿舍事業を重点的に行うことで業務の効率化を進める。

学生生活部において体験ボランティアセミナー・学生ボランティア活動セミナーの廃止等を踏まえ、効率的・効果的な業務運営を図るため、業務運営体制の見直しを行う。

支部総括室において、引き続き、支部組織のブロック化及び本部の権限委譲を進めるとともに、支部業務の効率的・効果的な実施を推進する。

(2) 適切な人事管理

適切な人事管理を行うため、以下の措置を実施する。

）「職員採用計画」に基づき、新規採用や専門的な能力を有する者の中途採用など、職員の採用を合理的、効果的に行う。

）「人材育成計画」に基づき、公正な人事評価の実施、職員研修の体系的実施、関連機関との積極的な人事交流、幹部職員への女性登用など、人材育成を合理的、効果的に行う。

3 評価

(1) 評価方法等の改善

分析・評価・改善のサイクルに関するマニュアルに基づき、業務分野ごとの

事項・観点・評価方法について、年度ごとに見直しを図る。

(2) 自己評価・分析の実施

自己評価・分析を年度終了後速やかに実施して改善を図る。

また、公聴モニターから聴取した意見や要望を分析し、さらに情報提供の充実、サービス改善を図る。

(3) 外部評価の実施

評価委員会において、機構の業務実績について評価を行い、引き続き効率的・効果的な事業の実施に向けた改革・改善への取組強化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通事項

(1) 透明性及び公平性の確保

支援業務の実施に係る手続きの透明性及び公平性を確保するため、以下の措置を実施する。

）学資金貸与業務の審査にあたっては、法令の定めに従い、大学等による審査に加え、機構においても適正に実施する。なお、基準等についてはホームページで公開するとともに、一層の改善を図るため、専門委員で構成する委員会において引き続き検討を進める。

）優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に実施するとともに、申請手続等について引き続き大学等からの意見を聴取し、一層の改善を図る。

また、返還猶予や死亡・心身障害による免除については、引き続き透明性、公平性を保持しつつ審査基準等の適切な運用を図る。

）さらなる留学生の質の確保のため、機構で行う私費留学生に対する学資の支給等援助に係る採用方法等について見直しを行う。

(2) 広報活動の充実

ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、各種学生支援制度の利用希望者に対し、手続き、対象者、条件その他利用に当たって必要な情報を迅速かつ正確に提供するとともに、特にホームページの年間アクセス数について、平成18年度実績以上を確保する。

広報の対象に応じて、それぞれに適合した情報伝達手段を効果的に活用できる方法を引き続き調査・研究するとともに、学校関係者向けのメールマガジンの充実を図る。

また、これまでの機関紙等について統合・廃止を含めた見直しを引き続き行う。

組織内部の情報把握と上記情報公開機能の支援などの体制の整備とともに、人材の育成を行うための研修等の充実を図る。

奨学生や留学生等に対する情報提供充実のため、平成18年度に支部を通じて実施した公聴モニターの結果を分析し、ホームページの一層の充実を図る。

(3) 情報公開の推進

複数の有識者による「情報公開・個人情報保護委員会」において、情報公開基準の充実を図る。

情報公開並びに個人情報保護の関係法令等に留意しながら、機構が保有する法人文書の開示の実施及び個人情報の適切な管理を推進する。

役職員の意識向上を目的として、情報公開制度及び個人情報の保護に関する研修を充実させる。

2 学資の貸与その他援助

(1) 情報提供の充実

ホームページに掲載している学資金の申込、返還等に関する質疑応答集やその他の奨学金情報については、質の確保に留意しつつ、引き続き相互リンクを活用するとともに、新たに奨学事務の手引を配信することにより情報提供の充実を図る。併せて大学等に対する説明会の充実を図るとともに、新たに学生向けのガイダンスビデオを作製し大学に提供する。

また、災害救助法が適用された地域の被災家庭の学生等に対する学資金の緊急採用（応急採用）の応募受付並びに返還猶予制度の適用、その他貸付条件の変更等が生じた際は、その都度迅速にホームページにおける必要な情報の更新を行うとともに、関係機関へ積極的に情報を提供する。

(2) 諸手続きの改善、効率化

奨学金の貸与終了時に作成している満期予定者名簿等の電子データを各学校がダウンロードできるシステムを導入するとともに、奨学金の申込み時における入力項目の削減を行い、申込み手続きの簡略化を図る。

大学院予約の早期化について実施に向けた準備を行う。

奨学金の申請等を電子的に受け付ける「スカラネット」の利用促進を図り、大学等の「スカラネット」利用率を16年度実績以上とする。また、第二種奨学金(短期留学)についてスカラネットによる申込みを実施する。年度当初における継続者の早期交付を実施する。

(3) 回収率の向上

奨学生の返還意識の涵養を図るため、以下の措置を適切に行う。

）大学等が卒業を控えた奨学生に対して実施する返還説明会において職員を派遣し、返還の重要性に係る指導を一層徹底する。

）返還説明会の充実を図るために、説明会用ビデオ及び事務マニュアルの改善を図る。

）新規卒業者を対象に、学校長、機構理事長の連名の文書を発送し、引き続き卒業後の確実な返還開始に資する。

）すべての大学等に対し、卒業者の延滞状況等について通知し、引き続き大学等の理解と協力を得ながら、在学中より奨学生の返還意識の涵養に努め、延滞防止の改善に資する。

）在学中からの返還意識の涵養のため、奨学生ガイダンスビデオ、返還促進ポスターを作製する。

リレー口座への加入促進を図るため、外部委託等の活用により、以下のような加入督促を行う。

）未加入の新規卒業生及び連帯保証人に加入督促通知を送付する。

）未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を行う。

）未加入延滞者（未入金者）に対し、外部委託により加入及び返還督促架電を行う。

また、リレー口座の加入時期を早期化することにより加入促進を図る。

延滞者の実状を把握するため、属性調査を実施する。また、1年未満の延滞者への請求行為について、以下のような強化策を講ずる。

）残高不足により振替不能となった延滞者に対しては、督促状の送付や外部委託による督促回数の増加を図る。

）延滞者、連帯保証人、保証人に対しても、督促状の送付や架電による実態調査を実施する。

）新たに派遣職員を活用し、休日等の返還督促架電を実施する。

1年以上の延滞者への請求行為について、以下のような強化策を講ずる。

）1年を経過した延滞者に対して個別返還指導を行う。

）原則として、1年以上の延滞者全員に履行期限を設定し、履行されない場合は裁判所を通じた督促の手続きに入る旨予告等を行う。

さらに入金履歴、延滞年数に応じた訪問等による返還指導を行い、返還に応じない者等に対し、支払督促申立等の法的処理を行う。なお、法

的処理については、引き続き地方ブロック支部を有効に活用する。

）回収業者への委託等を、費用対効果の分析を踏まえ、拡大し実施する。

）返還の意思はあるが、期日到来分の割賦金及び延滞金の全額返還が困難な延滞者については、返還の督促に併せ、分割による返還、返還の猶予など、生活実態等を踏まえた適切な指導を行う。

なお、新たに口座引落による分割返還を可能とする。

）延滞者の返還を促進するため、コンビニ等を活用した収納方式を導入するための準備を行う。

学資金の回収については、以上～の措置により、新規返還者の初年度末の返還率に関する中期計画の達成に向け、確実に回収を行うとともに、延滞者の状況に応じた回収強化に努める。

(4) 機関保証制度の導入

平成16年度以降に採用された奨学生が機関保証か人的保証を利用することができるように、適切な保証機関の整備を引き続き支援する。

なお、海外留学のための有利子学資金の貸与については、人的保証と機関保証の双方の保証を受けるよう適切に実施する。

保証機関が行う主要業務である()保証審査管理、()保証料・保証残高管理、()保証履行管理及び()求償権回収管理並びに()計数管理のうち()～()については、前年度までに開発した電算プログラムについて、保証機関との連携を密にしながら適切な運用を図りつつ、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。

大学等、学生等に対して、引き続き、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解及び加入の促進を図る。

保証機関の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握する。

また、その妥当性を検証する仕組みを検討する。

(5) 適切な適格認定の実施

奨学生に対する適格認定の実施に当たっては、電子情報化した適格認定システムの活用により、大学等と連携し、適切な認定を厳格かつ迅速に行い、学資金の貸与の継続・廃止・停止等の措置を適切に講ずる。

また、大学等の事務の一層の効率化等を図るため、適格認定システムの機能を向上させる。

(6) 返還免除・猶予制度の適切な運用

優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に実施するとともに、申請手続等について引き続き大学等からの意見を聴取し、一層の改善を図る。

返還猶予や死亡・心身障害による免除については、引き続き透明性、公平性を保持しつつ、審査基準等の適切な運用を図る。

3 留学生への学資の支給その他援助

(1) 留学生の質の確保への留意

さらなる留学生の質の確保のため、機構で行う私費留学生に対する学資の支給等援助に係る採用方法等について見直しを行う。

(2) 諸手続きの改善、効率化

業務の電算処理化、提出書類簡略化等により、申請手続きの改善・効率化を進める。

(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化

留学生給与等給付システムを運用し、引き続き支給事務を円滑かつ合理的に行う。

また、国費留学生給与単価の段階的な見直し措置に対応し、円滑な支給を行う。

(4) 私費留学生に対する支援

私費外国人留学生学習奨励費給付制度、先導的留学生交流プログラム支援事業及び短期留学生推進制度による奨学金支給等支援業務を行う。

(5) 医療費補助の見直し

医療費補助制度について、前年度実績を踏まえ、引き続き制度を円滑に実施する。

4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等

(1) 計画的な施設整備

既存の留学生寄宿舍等について、必要な施設整備を行う。

また、支部等を活用して行った地方公共団体及び大学等による宿舍提供の取組、不動産業者・管理業者等の実情等の調査に基づき長期的な整備計画の検討に着手する。

(2) 入居者に対するサービスの向上等

各留学生寄宿舍に相談員等を1名以上配置し、効果的なサービスを提供する。

また、配置計画に基づきレジデント・アシスタント、カウンセラーの配置を行う。その際には、地域の大学等、地方公共団体等に対してボランティア等の公募を行う。

地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、スポーツ大会、文化祭、芸術祭、各種文化教室、国際理解教育等を実施する。その際には、留学生寄宿舍を有効に活用するとともに、実施経費の効率的、効果的活用に一層努める。

また、参加人数等の目標を設定するとともに、参加者に対する調査を行い、その結果を分析し、業務の改善に反映させる。

地域のニーズを調査し、地方公共団体や小・中・高・大学等に対して施設利用の周知を行い、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等一般の様々な活動施設として提供し、併せて施設稼働率について、平成18年度実績以上を確保する。

また、引き続き、会議室等について、利用料金を含めて、施設利用を増加させるための方策の検討を進める。

入居者に対し施設利用に関する調査を行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、その結果及び意見箱等の意見を分析し、留学生寄宿舍の管理運営方針策定の参考とする。

事例の収集方法、編集方針、提供方法等について検討し、事例を収集・分析し取りまとめる。

(3) 留学生宿舎建設等への助成

地方公共団体等から申請があった場合には、助成の可否を検討し、必要性に即した機動的な対応を行う。

低廉で良質の宿舎確保及び大学等への民間等の宿舎確保に資するため、前年度策定した改善計画に基づき指定宿舎事業の実施に努める。

5 日本留学試験の実施

(1) 試験の質の向上等

試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に引き続き努めるため、試験問題作成及び点検体制の強化を図るとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施等の在り方を検討する。

また、既に出題された問題について、利用大学からの意見聴取等の結果を踏まえ、試験問題の改善方策について検討を進めるとともに、「日本語教育センターとの連携」についても、引き続き検討を進める。

(2) 利活用の拡大

海外における実施国・都市の更なる増設については、現地の日本留学需要及び試験実施体制を十分調査し、次年度の実施計画を策定する。

渡日前入学許可の内容の充実を図るため、すでに実施している大学等に対しての意見聴取等を踏まえて、渡日前入学許可実施校のさらなる拡大を図る。

海外事務所の有効活用、現地留学生会との連携協力を推進することにより、試験実施国・地域及び日本留学に関する情報が不足する国等において「日本留学フェア」及び日本留学に関する説明会を通じて、試験の利活用拡大のための情報提供に努める。

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

日本語教育センターの入学定員、運営体制等の見直しについて検討する。学生を受け入れるに当たっては、準備教育課程を希望する学生、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生等の受入れ等に配慮する。

予備教育の質の向上を図るため、以下の措置を実施する。

）専修学校進学者のための教材開発を進めるとともに、大学院進学者のための教材並びに非漢字圏からの留学生のための中級教材の作成を継続して行う。

）修了者に対する調査結果に基づき業務の改善を図るとともに、平成19年度においても継続的な調査を行う。

海外の高等教育機関及び予備教育機関等との連携、指導、協力を促進するため、以下の事業を実施する。

）海外の外国人日本語教員に研修の場を提供する。

）海外の予備教育センターとの連携、指導、協力を促進する。

(2) 日本理解の促進

留学生の日本理解を促進するため、以下の措置を実施する。

）国費留学生を対象に、地域の小学校の国際理解教育授業への参加を推進する。

）小・中・高・大学生・社会人との交流を実施する。

）ホームステイ等への参加を推進する。

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

留学情報センターによる情報提供・相談機能を以下の方法により強化する。

）過去の照会内容を踏まえたホームページの充実、多言語化等により留学情報提供機能を強化する。また、留学に対する照会及びホームページへのアクセスの件数を平成15年度実績以上とする。

）「海外留学フェア」、各種説明会及び必要な調査の実施、出版物作成等を行う。

）支部等2か所において、留学情報センターのサテライトとしての機能を強化するための計画を実施する。

海外事務所の体制整備

留学情報提供サービス充実のために事業内容の拡充及び実施方法の改善を行うとともに、海外事務所の管理・運営体制の充実を図る。

その際には、元日本留学生等現地での適材を確保するとともに、在外機関との連携を図るよう工夫する。

在外日本公館や教育機関等との連携の下、日本国内の教育機関等の参加を得て、「日本留学フェア」を諸外国(10か国程度)で開催する。また、関係機関の協力を得て「日本留学セミナー」を開催する。

東京国際交流館の利用率を高め、経営効率を改善向上させるため、改定利用料金を適用する。料金改定とあわせ、年間稼働率に関する中期計画の達成に向けた広報活動、営業活動並びに周辺施設との連携を強化する。

なお、プラザ平成の企画・管理・運営業務について、市場化テスト実施に向けた準備を進める。

(2) 国際的なセミナー等の開催

支部において、留学生と日本人学生、大学等教職員及び地域住民等とを交えて、地域における留学生との交流会、セミナーを開催し、留学生の適切な就労、住居環境に関する理解、及び地域住民等との交流を促進する。

日本の大学と海外の大学が合同で実施するセミナーを共催し、支援を行う。

また、東京国際交流館において開催する国際的なセミナー・講演会・研究発表等の取組を支援する。

(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実

帰国留学生に対する専門資料送付、帰国外国人留学生研究指導事業を実施するとともに、帰国外国人留学生短期研究制度を運用する。

また、帰国留学生に対するメールマガジンを刊行するなど、効果的なフォローアップを行う。

8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供

(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実

大学等学生支援担当教職員に対し、関係機関とも連携して以下の研修会を全国又は地域ごとに効果的に行うとともに、各研修会の参加者等に対し研修内容・方法等の改善・充実に関するアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法等の見直しに反映する。

また、研修事業の重点化を図るための検討を開始する。

-) 学生指導関連の研修会
 - 全国学生指導研究集会
 - 地区学生指導研修会
 - 厚生補導研究協議会
 - 厚生補導事務研修会
-) 学生相談関連の研修会
 - メンタルヘルス研究協議会（地区）
 - 全国大学保健管理研究集会
 - 学生支援合同フォーラム
 - 学生相談インターカーセミナー
-) 就職指導関連の研修会
 - キャリア支援研修会
-) 修学指導関連の研修会
 - 教務事務研修会
-) 留学生交流関連の研修会
 - 留学生担当者研修会
 - 留学生交流研究協議会

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実

学生支援に関する事項を中心としつつ、高等教育に関する事項について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、月刊「大学と学生」を発行する。

大学等における学生支援の充実に資するため、学生支援情報データベースを利用し、学生支援に関する有益な活動事例等の情報を各大学等に対して提供するとともに、データベースの利用状況や要望を踏まえ、学生生活支援に係る情報の充実を図る。

学生のボランティア活動に関する情報を収集し、提供するとともに、大

学等における学生ボランティア活動を支援・促進するための事業を企画し、実施する。

学生等の就職機会均等の確保と就職指導の充実を図るため、学生支援業務担当教職員及び企業の採用担当者を対象とする就職ガイダンスを全国規模で年2回開催する。

また、参加者に対する調査を行い、その結果を分析し、業務の改善に反映する。

学生支援を効率的、効果的に行う方法として、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生支援組織(コンソーシアム)形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行う。

また、支部が複数の大学など地元関係機関と連携し、その地域ブロック単位で共通している学生生活支援の課題等に係る共同事業等を実施する。

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

(1) 学生等の生活実態等に関する調査研究の実施

国の施策等に反映させるため、以下の調査の実施・集計等を行い、刊行物等を通じて速やかに調査結果を公表する。

また、これらの調査結果を集計・処理するための情報システムを用い、効率的な業務実施を行う。

-) 学生生活調査
-) 奨学事業実態調査(予備調査)
-) 留学生在籍調査
-) その他学生支援に関する調査

学生支援に関する内外の関係機関との連携の強化に努める。

(2) 学籍簿管理に関する調査研究の実施

学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理については、これまでの調査研究によって得られた成果に基づき、他の関係機関等から要請があった場合、必要な協力を行う。

(3) 心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究の実施

心身に障害等のある者の高等教育への進学、高齢者を含む生涯学習人口の増加に対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、調査研究をさらに進め、ニーズの発掘及び状況の把握に努めるとともに、引き続き関係機関との連携を図り、支援情報の蓄積及び提供など、必要となる取組を行う。

10 その他附帯業務

(1) 高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施

高校奨学金事業が都道府県において円滑に実施されるよう、必要に応じて情報を提供する等の協力を引き続き行う。

(2) 関係機関と調整を図りつつ、学生等の旅客運賃割引証に係る調査・発送を円滑に実施する。

(3) 学生支援の推進のため、広報活動と連携しながら、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を引き続き実施する。

また、機構としての特色をもった寄附金事業制度として優秀な学生を顕彰する事業を引き続き実施する。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 収入の確保等

留学生寄宿舍の館費及び「日本語教育センター」の入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。

寄附金の募集を積極的に行うとともに、寄附金を財源とした事業を引き続き実施する。

学資金貸与事業においては、財投機関債を1,170億円発行するとともに、民間金融機関からの借入による調達を実施し、自己調達資金の確保に努める。

(2) 業務における固定経費の削減

既存業務のスクラップを含む大胆な見直しを行う他、情報化の推進及び外部委託の拡大等運営管理業務の合理化、縮減を進める。

また、留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託し、併せて、前年度検討を基に、固定費について対前年度比1%以上削減する。

(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施

新たな債権分類基準に基づく債務者区分により請求行為等を行い、適切な債権管理を実施する。

貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

(4) リスク管理債権の割合の抑制

リスク管理債権の割合に関する中期計画の達成に向け、確実な回収を行うための施策を実施する。

(5) 予算（平成19年度予算）

別紙のとおり

(6) 収支計画

別紙のとおり

(7) 資金計画

別紙のとおり

短期借入金の限度額

学資金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、6,300億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、75億円とする。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産処分等に関する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

「施設整備推進室」において以下のことを行う。

）東京工業大学すずかけ台地区などの本部施設及び都内事務所の再編等について、より効率的・効果的な全体計画を策定し、関係各所との調整を行う。

また、落合事務所におかれている事務組織の移転及びそれに伴う事務所の再編のため、必要な施設等の整備を行う。

）地域交流拠点となる既存の留学生寄宿舍等について、必要な施設整備を

行うとともに、引き続き施設整備の準備を行う。

2 人事に関する計画

(1) 方針

職員の能力開発及び人材育成の充実を図ることにより、職員の専門性の強化を図る。また、組織の活性化を図るため、勤務成績を反映させた新たな人事評価制度について引き続き検討を行うとともに、管理職については、勤務成績を反映させた新たな人事評価制度を試行する。

(2) 人事に係る指標

事務の集中化等の効率化、定型的業務の外部委託推進などにより、計画的な合理化減を行い、人員を抑制する。

(3) 専門性の強化、人材の育成

「職員採用計画」に基づき、幅広い分野における専門的な能力を有する者の中途採用、任期付任用、再任用等を実施する。

「研修計画」に基づき、職員の能力・適性に応じたこれらを伸張するための研修を実施する。

職員の資質の向上を図るため、国、国公私立大学、公益法人等と幅広く人事交流を行う。

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度予算

(百万円)

区 分	金 額
収入	
借入金等	675,899
高等学校等奨学金事業交付金	28,800
運営費交付金	21,446
国庫補助金	2,070
施設整備費補助金	72
受託収入	114
貸付回収金	298,502
貸付金利息	12,093
政府補給金	16,898
事業収入	1,805
雑収入	1,865
計	1,059,564
支出	
学資金貸与事業費	850,335
一般管理費	2,756
うち、人件費(管理系)	1,389
物件費	1,367
業務経費	22,002
貸与事業を除く事業費	17,002
うち、人件費(事業系)	3,598
物件費	13,403
貸与事業業務経費	5,000
特殊経費(イクシス等システム改修費用等)	537
借入金等償還	180,304
借入金等利息償還	29,889
施設整備費	72
計	1,085,895

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	
一般管理費	2,756
業務経費	21,823
特殊経費(イクシス等システム改修費用等)	537
減価償却費	0
財務費用	
臨時損失	
収益の部	
運営費交付金収益	21,446
自己収入(その他の収入)	3,670
資産見返運営費交付金戻入	0
臨時収益	
純利益	0
目的積立金取崩額	
総利益	

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	1,331,224
学資金貸与	822,368
人件費支出	4,987
短期借入金の返済による支出	286,892
長期借入金の返済による支出	137,906
支払利息	29,139
高等学校等奨学金事業移管による支出	28,800
その他の業務支出	21,131
投資活動による支出	22
財務活動による支出	173
次年度への繰越金	32,111
資金収入	
業務活動による収入	1,305,246
政府交付金による収入	28,800
運営費交付金による収入	21,446
政府補給金による収入	16,898
国庫補助金による収入	2,070
貸付回収金による収入	299,335
短期借入による収入	286,892
長期借入による収入	633,101
貸付金利息	11,621
その他の業務収入	4,969
受託収入	114
投資活動による収入	142
施設整備費による収入	72
その他の投資収入	70
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	58,141

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。